

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)午前十時三十四分開会

委員長 堂森 芳夫君
理事

委員	大谷 瑩潤君
	藤原 道子君

榊原 亨君
高野 一夫君
中山 壽彦君

谷口弥三郎君
横山 フク君

山下	廣瀬	林
義信君	久忠君	了君

事務局側
常任委員
會專門員
草間
弘司君

常任委員 多田 仁己君
會專門員

東京大学教授	大浜 文子君
北村 包彦君	

元敬愛園医
務課長岐阜
県予防課長
北野 博一君

藤楓協会 常務理事 浜野規矩雄君

予防法案（内閣提出、衆議院送

會長（堂森芳夫君） 只今から厚生
会を開会いたします。

らい予防法案を議題といたします。

本日は本法案の審査上の参考に資する

第八部
厚生委員会會議錄第十八号

昭和二十八年七月二十一日
参議院

參議院

ため荒垣秀雄君、大浜文字君、北村包彦君、北野博一君、綱脇龍妙君、浜野規矩雄の六氏を参考人に御出席を願つておるのであります。なお綱脇龍妙君は痛氣のため出席できないとの返事を頂いております。又荒垣秀雄君は後ほど参られるかと思うのでありますが、各参考人のかたへにはあらかじめ手紙で照会申上げておきました各事項につきまして、およそ二十分程度の御意見を御発表願いたいと存じます。

なほ参考人のかたゝの御意見を全部拝聴した後、一括して各委員のかたゝから御質疑願いたいと存するのであります。暑い中、而も御多忙の中を各参考人のかたゝの御出席を願ひまして厚く御礼を申し上げるものでございます。では最初に大浜文子君からお願ひ申し上げます。

○参考人(大浜文子君) 私はらい患者の仕事に携つて二十一年というものを暮して参りました。その最初の八年間は、大島青松園という国立の癩療養所に、朱感染児童の保護として勤務いたしました。その後子供の将来やら、らいの家族のことたちを考へまして大阪府に職を転じまして、癩予防係として満

十三年間を働いて参りました。最近大阪府を退職いたしましたものであります。で、その間に約千人ほどの患者を療養所に護送いたしました。患者護送に伴いまして、家族の結婚の相談であるとか、就職の斡旋であるとか、又貧苦の状態のかたのいろいろな相談相手としてあらゆるものを引受けて参りました。

して、殆んど患者家族の苦惱なり、患者の窮状などを肉身的な気持で見て参つたものでございます。で、自分が未感染児童を育てて見まして、その子供たちの将来を思い、大阪府に職を転じましてからも、かたわら未感染児童たちを養育いたしながら今日に至りましたが、その子供たちが長じまして結婚というような年齢に達しまして、やはり私は患者家族と同じ悩みに立至りましたので、そうしてらしい啓蒙運動の必要な

ことや、それから長い間食い込んだ因習的なものに患者の家族と同様な苦しみを抱いて今日に至っておるのでございます。で、ただ私はその患者家族と違ふということは、最後の段階に至つて、私は患者の家族じゃなかつた、幾ら患者の苦悩なり患者の家族の苦悩の中で日夜苦しまれていても、最後の段

階になつては、大らかさがあるということだけは私の相違でございまして、結局私自身にもその社会というものを卑下するような氣持がしみ込んでいたり、又日々の貧乏な人たちとか、苦しい人たちの氣持というものがしよつ中こびり付いていて、どうして朗らかに生きて行こうとかいふようなことを真

剣に考えたようなこともございまして、このたび感ずるところがありまして退職いたしましたのも、そういうふうな気持の中から、一度大きな社会というものを見直す必要があるんだというようなことを感じてまして退職したの
でございます。

私は大阪府におりました間には、弱

い立場において仕事をして参りました。女という弱さの面においてこのらい予防の仕事をして参りました。それは患者の家族たちに折衝します立場においても、又療養所に患者を連れて行く場合においても、又刑務所であるとか、それから検察庁であるとか、警察においての対外的の交渉においても、絶えず弱い立場においてそれを進行して行かなければならないことが私の特徴でございました。言換えれば、結局

それらの世界、自分の所屬しておりま
す大阪府庁においてさへも、やはり弱
い立場であり、言換えれば關係当局者
の我がままを黙つて聞かされ、黙つて
それを押付けられて来たというのが、
私の或いは立場であつたかも知れませ
ん。随分患者たちには苦勞もいたしま
したけれども、そこで又二十手間

といふものを、そういうふうな仕事に推し進められて来られたのも、やはりそこに愛情的なものがあつて、患者たちの心の中心になつて今日まで案外意思強く来られたものと信じております。このたびこの参考人として呼び出されるに至りまして、患者たちが我らの利益代表としてしつかり頼むというよう

な激励の電報を頂きまして、私自身も又静かに考えて見ましたときに、あの人たちに対しては最も肉親的な気持で、以て患者の家族の窮乏なり、あの人たちの気の毒な立場を訴えてやるべきであると存じております。私は大阪府に職を奉じましたときは、大阪には約六百人の登録患者がおりまして、それら

に對して大阪府はすべて強制収容の方
法をとつておりました。強制収容と申
しますのは、新らしく発見された患者
或いは登録されている患者に對しまし
て、官庁の係員が何月何日に療養所へ
行くからという電話を警察にかけます
と、警察の衛生係が電話或いは又派出
所を通して患者に呼び出しをかけま
す。そして何月何日の朝警察まで出
て来い、患者は何の用かと思ひまし
て出て参りますと、この自動車に乗れ

言つてそしてそのまゝ大阪駅を連れて行かれまして、大阪駅から瀬療養所に送られるというような方法をとつておりました。初めて大阪府でその仕事を与えられましたときに、これが一人娘として、社会に愛の働きによつて戻したいという者がしなければならぬ道か、そんなものであればやめてしま

うべきである。若しこれを人間的な方法によつて取返すことができるのであれば、この仕事に働いて見ようという気持ちで当つたのであります。或いはその間、係員が遠いところに出張したいというような場合には、その護送患者に赤いインクで、この患者は非常に悪い患者であるから、草津の療養所に送

らなければならぬというようなことを書いて、課長の決裁を得まして、そしてそれを草津に送つて行つたり、或いは又いつもよく働らく、いわゆるやり手である、人情を無視した警官たちの護送、慰安旅行のような気持で、警官一人附添いを要するというようなことも書いて、患者に附添わしておりま

して、自宅にいる患者をも、或いは身寄りのない労働者をも、そういうふうな扱いを受けて療養所に放り込まれていたのをごいいますから、一年間に二百人近い患者を護送いたしました。その中へとどまり得るものは僅かに三分の一にも達しなかつたのをごいいます。そういうふうなことを繰返しながら、幾らしていてもこれは実績の上るものではなく、又人情的に考えまして、そうしたことができればいいものでもございませんので、それを役人である私たちは、いわゆる警官たちから取戻す方法を考へておりました。そうして漸く終戦後あつたふうな段階になりました。役人、而も女の役人が出てその仕事を処理して行くようになったのをごいいます。果して女である私の手で十分な働きができたかどうかということはいつも疑問でございました。大過なく来られた、大きな悪いこともせず、又無慈悲なこともしないで来たというだけのことであつて、その間にたくさんある不届かな行爲もございました。それで因習のために私の目の前で自殺をした人たち、或いは療養所に行くことを非常に苦しんで自殺をした人たちが十人に及んでおります。又は私の目の前において、その結婚しておいた主人の弟がいらつたという件において、目の前で結婚の破約をされたような場合もございました。それに對しては私が秘密を漏洩したのでもなく、不用意にいらつたものが何であつたか、知らずしてその弟がいらつたのだ、どこか病院に行かなければならぬ、どこか病院に行くのだ、岡山の病院に行かなければならぬと言つたときに、その娘である娘さんが進早く

らいてあるということを知つて、そして弟の入院よりも早く破談にして帰つてしまつたというふうな事例も目の前で見て参りました。その償いのために娘さんを探してやらなければ、どうにも良心の治まりようのないというふうな場面にも會つて参りました。とにかくこれは考へて見れば一番気の毒なお仕事でございまして、そしてその間に患者たちは、自分たちは法律で以てこうしていつも縛られてゐる。らしいなれば、いつも警察官が一年に二度か、三度入院せよ、入院せよと、病状の如何にかかわらず来るものであるという信念や、それから自分が病氣であるためによくなつて帰ることができないというように、非常に脅やかされた生活をしてゐるのをごいいます。又大阪府が心なく送りましたらい患者の十幾人の人が、あの先年問題を起した草津の重病室で、大阪府から送つた人が十人余りあるの特別室に呻吟してゐるというふうなことを考へまして、本當に人間と人間が互に行い得る行為であり、そうして又行われ得るものであるかというふうな、殊に弱い女の身として神経衰弱になつたことさえございました。ところが私たちが役人の立場から、今度は又患者方の行為の上において、終戦後の混乱時代には二十幾人、一年間に護送した患者の中に十七人以上の犯罪者とか、浮浪者を見るようなことさえ起きました。そしてその患者たちをやはり療養所に送らなければならぬ事態になりまして、療養所の中では犯罪者とか、浮浪者を連れて来られては困る。大阪市はいつも浮浪者、犯罪者ばかりを連れて来ると言

つて非常に患者さんたちから入院を拒否されるようなことに立至つたこともございました。二十五年の一月でございまして、大阪府が送りましたらい患者が草津の虐殺事件の一人であつた、そのために私は大阪府に座り込んだ患者を草津に送らなければならぬ事態になつたのをごいいます。不幸にしてその患者の行為があつたやうな虐殺事件を起すことになりました。それと同時に、私は日本中の、いざ送官として非常に女という身で以て大それたことをしたと、各療養所の人たちからも非常に非難攻撃をされて、一人の犯罪者、一人の迷つておるかたたちを、そこに置くことのできないらしい病室者であれば、療養所に送られるよりはかたがたのであります。殊に御存じのやうに家庭のあるものよりも、犯罪行為を犯すもの、浮浪するものを主として出かけて、それを療養所に収めるために努力して来たものにとつては、あらゆる罪惡を犯すもの、刑務所を出て来るもの、それを改心させて行くのであるから、療養所に対してはいい患者である。今度はこの患者はどうぞいい患者として収めてやつて下さいと頼むことよりやはいりたしかたがない立場もございまして、誠に關係者として申訳のないことであつたのをごいいます。今日患者のかたと思つております。今日患者のかたが、あるらい予防法を見まして、そして非常に強制権を必配いたしました。り、或いはいふ／＼ならい予防法の改正に伴ひまして、改正じやない、改悪だなどという／＼心配いたしておりが、私の公平な立場から考へまして、そして又療養所に本當に患者の立場

として、私はいつも患者の苦しみを以つて思ひ参りましたが、やはり最低の規則としては、この程度の法律が必ず必要ではないかと思つたのをごいいます。全患者に對してあの法律を課せようとするのでなく、最悪の一人か二人かのためにやはり法律というものがなければならぬものであり、どうしても入院しないものに對しては何か強制の方法でも用いてあげるべきではないか、先年でもございましたが、大阪においてどうしても療養所に入らない男がございまして、それは父がら病で死にまして、戦争中の窮乏時代であつたので、しよつちゆう食物が欲しい、何々が欲しいと言つてゐましたがとう／＼療養所へ入つて死んでしまつた。自分が療養所へ行つたつて治るものではないから入らないと言つて、そうして駄々をこねまわして三年も四年も自宅にありまして、遂に病氣が重くなりまして、そうして行つて見ましたら丹毒症候を起しまして、盲になつてもう二目と見られないやうな症状で寝ておりました。そのときに私の感じましたことは、これは護送官として不親切であつた。如何に患者が拒もうと、引摺つて行つても連れて行つてあげれば、この進んだ医療も受けさしあげることができると、こつた見舞う一人一人もなく、薬一服盛つてやれない、二階の隅つてで死なせることもなかつたと思ひました。その患者の枕許に座りまして、ただ許してくれという言葉よりほかなかつたのをごいいます。又患者はわしも我がままを言つて済まなかつた、どうするか、今からでも遅くないから入ろうじやないか、こんな体ではいけない、

でも背負つてでも行つてやろう、抱いてでもいつてやろう、行く氣持さえ持つていたら……。最後にこの氣の毒な姿を、死顔を子に見せたくないという親の慈悲によつて、入院するかしないかということはあなたの最後の決心なんだからと申しましたときに、患者はわしが悪かつた、今からでもいい、連れて行つてくれ、そうしてその患者は遂に療養所に行くことなく、そのまま私の目の前で息を引取つたのをごいいます。そうしたことを見ましたときに、やはり患者にとつて強制とか、強制収容をするとかいう法律は恐ろしいものでありましようけれども、これはすべての患者に課する法律ではなくて、そうした迷妄な患者、今なお言葉を信ずることなしに穴蔵に潜んでゐるやうな患者に對してだけは必要じやないかと思つたのをごいいます。で、患者は家族の秘密漏洩をどうするかというやうなことや、それからその他の所内検束においてどうするかということや、所内における秩序如何というやうなことは私たちの余り云々することのできないものをごいいます。そうした私の今までの立場を通して、この質問事項に對して多少の意見を述べさして貰きたいと思つたのをごいいます。この第一、国の責任において実施させることがいふ、地方公共団体にその責任において実施させることがいふ、これは地方公共団体の責任は極く僅かなものであつて、やはり国の責任を大いなるものとしなければならぬのではないかと思つたのであります。で、らしい護送に對しましても、私は過去十

三年の間そうした憂慮を越えまして、先ず不合理な行いはして来なかつたと思つてございしますが、先年或る県の患者収容を目撃いたしました、戸板に乗せた患者をホームになが／＼と俾ましまして、そこに大勢の人が人だかりをして、そしてお祭り騒ぎをしております。そして護送車に乗り込ませた患者のあとから護送官が一升瓶を下げて入つて来るというようなことを目撃いたしました。これではやはりこんな目に逢つて来た患者たちは、この法律を非常に心配するものであり、又患者という立場を未だに以て、何だか犬猫扱いにされているというふうな気持ちを持つてあらうと存じます。ですから、この国において責任を持つ、費用の点についても府県のこうした私のようない専任の係員がいつも国と直接密接な関係を持ちまして、そして費用の点についても、或いは又その行動においても、やはり十分固から守られながら、このむずかしい仕事を遂行させて行くように援助するべきではないかと存じます。又そうした仕事をする係員というものをとゞ／＼、一度か二度本省なんかを集めて、そしてこうした家族の問題はどういうふうな方法をとつて処理すべきか、ケース・ワークの研究などもいたすべきではないかと思ひます。地方に任せ切つて、そしてその地方の上の役人たちがわからない場合には、どんな羽目においてらい患者が扱われているかということは、私たちが想像のほかにあるのではないかと思ひます。

第二の患者及び親族に関する秘密を如何にして保持すべきかということでございますが、私の場合は大阪府にお

いてただ一人のらいの予防係としてありましたが、秘密を漏洩させたというふうなことは一度も起りませんでした。で、一家族においても親と私以外、私と本人以外知らないままに、兄弟たちにも知らせず、嫂たちにも知らせないで患者を入院させている。而もその後の問題も起さずに患者を入院させているというふうな話はなくございません。近親者にも知らせず、又親類にも知らせないで行く、その嘘のつき方までも教えないでなければならぬのが私の仕事の任務でございます。必ず人づか三つどうしたらいいかということに立至りまして、患者の御家族のかたちと一緒に、そうした方便までも考へて来たのでございしました。ですから係員を十分監督し、係員の人格を厳選の上でこうした係りを作り、それを行わしめるのでございしました。秘密漏洩というふうなことは先ずなからうと存じます。保健所に扱われるとか、村に干渉して来るというところは、一面結構なことではございますが、それは却つてあと／＼まで患者の一族を苦しめるものではないかと存じます。家族の生活保護を如何にして保障すべきであるかということについて申し上げますが、大阪府には元生活特別措置がございしました。らい予防法による特別措置を以てらい患者の家族の保護をいたしておりました。それはらい予防法の生活救護法によるものでございまして、入院患者の収入によつて家族の生活を保持して行つた場合、その患者が入院に至つたときには翌日から支給するのがらい予防法の特徴でございしました。そ

んな場合に地方の民生委員の手を経ることもしなければ、まあ私一人の手でその実情を調査し、窮状を調査しまして支給することができました。最初のうちは警察を経由して家族の者が一日職業を休んでその書類を作つて警察に提出し、府庁から金が支給される場合には、一日休んで府庁の金庫に金をとるといふようなこともいたしておりましたが、私の委任状をとりまして、すべて委任状一本でそれらの金を請求もし、又支出を受けまして、為替で送るというふうな方法もとつて参りました。が、そんな際には家族の者にも知らなければ、誰にも知られないで行つたのでございしますが、今は終戦後生活保護法によつてこれを処理して行けるといふことで、大阪府にあつては、その特別の措置を取られてしまひました。保護法による場合、民生安定所に参りまして、こうした窮状を訴えて、特別のことだからと言つてお頼みをお願いして、生活保護法は最も困つた人たちを標準とするのだから、ラジオのある間はやれないとか、一枚の着替を持つている間は支給することができない。誠にまじめな熱心な態度によつて扱われるのでございしますが、その中には昔のらい予防法にあつたような患者たちのための法でなくして、非常な僅かな金をもらうために却つて秘密をばらしてしまつたり、子供が大きくなつて来た場合は困るような方法が生まれるのだつたら、何とか我慢してほかの方法をとつて行くよりほかにないといふような事態にばかり立至つて参りました。ですから、私はらいの場合においては、旧来のらい予防法による生活保

護法の特別措置が望ましいのでございします。それから次の所内の秩序を如何にして維持すべきかというところは、私は療養所の中に住んでいたのではありませんから、それについては意見というものは持つておりませんが、ただ患者さんたちが皆と違つて非常にむずかしなやつて来ております。そのむずかしさといふものは、社会の生活の苦しみとか、或いはその社会生活にあるいろいろな事実といふものに縁遠く、ただ精神的苦悩一つによつて生きて行く、その場合にそうしたものが生ずるのではなからうかといふことを考えるのでございします。ですから、成るべくよくなつて来た患者さんたち、伝染の虞れなしと決定された人たちは、社会に出してあげて、そして働かせ、それから社会の新しいいろいろ知識なり、苦悩なり、あらゆる人間生活の現象をその人たちの口からも少し聞かしてあげることが、所内の気分を、或いは秩序なんというものが、頭の上で考えるものだけでなく、あらゆる人間の苦悩万般の上にも、私たちが説明するのと違つた意味において了解できるのではなからうかと思ひるのでございします。

検診、収容についてどの程度の規定を必要とするかといふことにつきましては、大阪府におきましては係員が専任に一人おりましたから、検診に対しても、収容に対しても、係員を根本といたしまして、そして秘密を厳守するといふことを以ていたしましたから、私たちがいつもふだんの服装をしてただ黙つてお勝手から入つて行くこともあれば、或いは裏口から物売りのような声をかけて入つて行くこともあつたといふふうな、あらゆるそのときに違つた方法をとりまして、決して御近所の人に触れるとか、さわるとかいふようなことなく参りましたのであります。そして又検診といふことが、強制検診が必要であるか否かは御一考願わなければならぬものであると存じますが、検診は是非必要であると私は存じます。で、私が十三年間大阪府に勤めまして、らい患者の発生した地区といふものは或る特定の場所にきまつておりました、あつた地区に最もあつた結核の重症者がいたと、誰か不幸に発生する人でもありうだといふようなことを考えましたとき、ぼこつとその地区から生れて来る。そして又あつたこの親が非常に重症な結核で死んでしまつたけれども、親は重症で死んでしまつたけれども、あつた子供に病氣なんか起きないであらうかといふことをふつと仕事の途上に思ひまして、行つて見ましたら、不幸に発病しておるといふことがありました。だかららいの場合において強制検診であるとか、表立つたところしたものとは別として、やはり長らく知つた係員とか、役場の吏員であるとか何とかがいふ冷たい気持ではなくして、どなたか一人が見守つてやつて、その家族の不幸を未然に防いでやる、発見した当初において治療してやるというようにしてやれば必ず治るのではないかと、私は信じてゐるものでございしますから、私は信じてゐるものでございまして、検診の方法といふものはつと緩和された状況においてとつてやるべきであると存じます。或る府県なんかでは、よく療養所に行つてゐるとは秘密にしていたけれども、役場か

ららしい家族検診をするという命令が来た。あそこの人々も呼び出されてから、あそこの人々も療養所に行つていたに違いない、そういうことを聞くことがたび／＼ございます。何年か前に戦死したとか何とか言つてごまかしていた患者の家族をかき乱している不幸な事実もございまして、そういうことを考慮して、検診だけはやはりやつて頂きたいと思つて、これは患者の要求は、自分たちの家族は自分たちの家族で氣を付けるから、府県においてそういうことを表立つてやつてくれるなというところは聞いております。これは尤もなこととございまして、患者が生きておれば、その人たちに對するいろいろ／＼注意を絶えず療養所から送るでありまして、そういう親たちが死んでしまひ、らしい關係なく死んだ人たちが、らしいことを何も知らずに重症になつて慌てるようなことがあつては氣の毒であると存じます。

患者の作業關係並びにその報酬關係をどうして行くかというところは、私にはわかりませんが、療養所が手狭な職員であれは秩序正しく、あれほど弱い者を救済保護した美しい世界であるということを信ずることによつて、私は今まで二十年間もらしいの仕事が続けて來られたのでございまして、患者さんたちのそうした本當に弱い者同士の助け合ひの生活がなくなつてしまへば、或いは療養所というものも非常に無味乾燥な、普通の世界にあるような冷たさになるのではなからうか。法律であるとか、又規則であるとかでなくして、弱い者の助け合ひの世界が私は療養所の中に繰り広げられて行くことを祈るものでござい

ます。現在の療養所における運営及び設備についての完全を要するもの、これは私などの關係したことでございまして、あれだけの、けれども、施設の長によつてあらゆることが真剣に考えられ、患者自身も又人格により、そこに働く人たちの最善の人格を以て、この療養所の運営が円満に行き、世界のどこにも見ることのできないような療養所であつてくれることを望んでおるのでござい

ます。患者に希望を持たせ、安んじて療養に専念せしむるにはどうしたらよいかというところとございまして、やはり初期のうちに病人の発見をいたしまして、そしてそれを療養所に送り、初期のうちの治療で完全に治りました場合は、希望を持つて退院させてやるというところが大切であると思つて、らしい患者の中には、入つた以上は出られないやんという信念をたくさん持つておりまして、そしてどうしても行かない。そんな療養所に行くくらいならば死んでしまふのだというやうなことを考へております。療養所の中の人たちでも、新しい患者が入院して來ました場合に、お前たちはどうせ治らないのだ、治つて帰るなどと府庁から送られて來ておるのは欺されておるのだ、そんな注射をしたところで何にもならんのだというやうなことを指導する人もおります。これはこの社会も同じでございまして、やはり療養所を明るものにし、療養者に希望を持たせるためには、輕症者に対する面がもつ／＼考へられなければならんのではないか。よくなつた人たちは、社

会の篤志家によつても職業につけるとか、或いは保護される機関が考えられ、そして又療養所の中の輕症者は、輕症者として、社会に關連を持つやうなお仕事ができるのであつたらば、その陰影なものばかりでなく、苦惱の世界というやうなものばかりでなく、もつと明朗なものになるのではなからうかと

思ひます。三十年の間、或いは四十年の間、或いは、而もあの醜くなた体をひつさげて、そして又肉身から一本の便りもなく、ただ療養所から支給されるその日の糧にのみ満足しておるといふときにおいて、誰しもあれとを言ふのは当り前であると思ひます。私はその面もつと地方の各団体などの慰問、それから又根本的な福祉面が考えられまして、家族の生活に憂えなく患者を療養させてやることのできるものであるならば、この面も幾分か緩和されるのではなからうかと存じます。昔と違ひまして、只今新しいお業ができておりまして、非常にいいお業ができておるといふ信念を私たちがもつたさうです。私たちが療養所に患者を送る場合に、決して治らないのではない、重くなつてみつもなくなつた人は別であるが、必ず治つて來るものであるというところは私自身も捨てておりません。又患者さんたちにも最後までその努力を失わせないやうに患者たちを導いて行こう。そして入院したあと／＼までも、一つの兄弟として、或いは母のやうな氣持で以てその人たちを導いて行かなかつたならば、ただそのときの口先だけでは、患者を護送であるとか、或いは患者の仕事に對する重要な職務というものは遂行

できないのであります。大要不備な参考でございますが、こうした私の体験を通じての中からは患者のために又家族たちのために最もよい方法が考えられまして、療養所を樂園としてこの少數な氣の毒な患者たちが幸福になつてゆきますやうに皆さんのお取計らいをお願いいたします。

○委員長(堂森芳夫君) 次に北村包彦君にお願いいたします。

○参考人(北村包彦君) お送り頂きました書類を拝見いたしました。次に検診取容についてどの程度の規定を必要とするかという点についてお答え申し上げます。多分専門的なことになりまして、御容謝願ひます。

御承知のように、この検査或いは取容の基準であります。らしいというのは御承知のように非常に永い、そしてその経過の間に所見から申しまして臨床所見乃至検査所見から申しまして治療の決定というものを早急にきめることができないというところになつております。それから只今もお話がございましたが、治療の点でも非常に最近希望は持たれておりますが、併しなから非常に急速に全くと根絶するといふ手段は遺憾ながらないやうであります。それから又いらいと申しますものが、これまで御承知のように菌の培養、動物実験ということがまだ不可能でありまして、従ひまして感染の機序とか病理というものについて明確なことを実験の結果から得たものに照らして幾うことができないというやうな点がある問題と云ふのに非常に困難であるといふことであると思ひますが、併しなから私次のやうなところが

できないのであります。大要不備な参考でございますが、こうした私の体験を通じての中からは患者のために又家族たちのために最もよい方法が考えられまして、療養所を樂園としてこの少數な氣の毒な患者たちが幸福になつてゆきますやうに皆さんのお取計らいをお願いいたします。

この法案の中にありますやうな伝染させる虞のある患者というやうな内容になるのじやないかと思ひます。つまりそれは恐らく大別して二つの途があると思ひます。第一は菌の証明でありまして、第二に臨床の所見であります。勿論この両者は互ひに關連いたしております。お互ひに或る程度一致するところがあるのであります。例へば菌の所見について申しますと、鼻汁、或る場合には尿とか痰、痰、これらは特殊の場合であります。が、こゝういふものに菌を証明するやうな場合、併しこれは大抵結核らしいのときが主のこととあります。それから第二は皮膚の組織の塗抹標本のうち

に菌を証明する場合、これも結核らしいに主でありまして斑紋らしい、つまり結核様らしいときには陽性的なことがあります。なお血液中に証明する場合それから鼻汁に証明する場合、これらのことが菌を証明する途になつておりますが、こゝのうちの鼻汁に証明するやうな場合には當然それはその菌が体外へ散布されるという危険が大いなのであります。それから皮膚の組織片というもののうちに証明されるやうな場合は成ほど皮膚の表面には一応いないといふことになりまして、併しなからそれは非常に浅いところでありまして、容易に菌の病変が自分から破潰することもあります。従ひまして又ときに外へ出る可能性が多いのであります。従つて菌の証明ができるという場合には當然これは伝染の虞れがあると思ひます。

それからその問題と關連いたしますが、臨床所見について申しますなら

ば、らしい発疹がある、例えば斑紋、丘疹とか結節、浸潤或いは水疱、潰瘍というような種類のものが現在体表に存在する場合、それから又神経の肥厚がある場合、知覚の異常がある場合、筋の萎縮がある場合、こういうような場合に勿論それ／＼鑑別診断の結果臨床的にこれと考えられる場合でありますが、こういうふうな場合いづれも最初に申し上げたい／＼の現在まだ検査上不備な点があることと脱み合せましてやはり感染、伝染を危険はあかと思ひます。ただ併しそれには又次のようなことを当然考慮に入れるわけでありまして、即ち病型から言へば結節、斑紋、斑紋、或いは結核様、これらは当然伝染の虞れはある、神経にいらぬなりと伝染の虞れは少いと考へていいと思ひますが、併しなからこの場合でも経過というところを又現在の症状等個々のケース、ケースによりまして当然考へを考慮しなくちやならぬと思ひまして、例えば神経に非常な数年間の症状が安定しておる。而もその病型の範囲は極く限局されておる、数年間の間症状が安定しており光田反府等も安定がしておる、こういうふうなものは先ず伝染の虞れは少いと言つていいのではないかとと思ひます。勿論そういう神経にから結節、斑紋、又神経にから斑紋に、或いは斑紋から結節に、或いは斑紋の間に、或いは移行変化することがございますから、そういうことを頭に入れて考へる必要がありませんが、大体神経らしい限局されたようなもの、そして症状が安定しておるもの、こういう場合には伝染の危険

が少いと考へてよろしい、この伝染の虞れという字について以上申し上げました又何か後刻質問がありましたら申上げたいと思ひます。

○委員長(堂森芳夫君) 次に北野博一君にお願いいたします。

○参考人(北野博一君) 私は敬愛國に昭和十五年から二十三年までその間六年度の府召期間がございまして、おりましたし、現在は岐阜県で予防課長をやつております。相変らずにの検査業務に携わつておりますが、その経験から御質問の事項にお答えいたしたいと思つております。

第一番の国の責任において実施することがいかにどうかという御質問でございますが、そういうような御質問を受ければ当然国の責任においてやるべきものであると私は申し上げたいと思ひます。併し実際問題としては国だけでできるものではないと私は考へます。

当然都道府県のほうにおいて相当の実際に第一線勤務をやらなければ万全なことは不可能だと存じております。併しその際に経費面においては当然全額国費で負担するべき性質のものでないかと私は考へております。又従来からの予防では建前からいけば、そういう第一線勤務を保健所の職員にやらせなければならぬことになつております。私たちはその点において大変いつも苦労しているわけですが、十分らいに關する知識のないものも多うございまして、それに対していろいろの間違ひを起さないように指導するたに随分苦労するわけでございます。

それでこれは都道府県に一人の専門の保管を置きまして、その者にやらせることによつて次の事項の秘密の保持と

いうような点においても完全を期することができると思ひます。そこでは是非保健所は使わないで、国と県だけでやるといふ立場で、この仕事を進めたらよろしいかと考へております。

第二項の秘密保持の程度でございますが、これはどんなに注意を払ひましても、都会のようなところではこれは或いは可能かも知れませんが、我々農村をたくさん持つておるような府県では、なか／＼不可能なことと考へて、ちよつと變つたことがあれば、県庁の役人でもですが、余ほど變装でもしなければ見立つてしまひます。或いは又我々のところに報告の来る大部分は、感染してその町村ですでに評判になつたという人が我々のところに報告が来るという場合が多いのでありまして、その秘密保持ということに責任を持てと言われましても、なかなか困難でございますので、故意に秘密を暴露するということとは当然慎まなければならぬと考へますが、なか／＼患者側からしてみれば、我々が検診に行つたとか、家庭訪問をしたといふような言ひ分があるかと思ひます。それはお互いが、両方が注意しあつて、患者の秘密保持に協力して、患者と職員とが協力してやらなければならぬ点があるかと存じております。

次に第三番目の家族の生活保護の問題でございますが、私はこれは当然に特別の措置をらい予防法なり何なりできめて頂いて、それと全額国費でやつて頂くことが望ましいと思つております。何故なら現在の生活保護法の最底基準というものは実に薄弱なものでありまして、確かにそういう人たちが

同じ程度にするか、或いはそれ以上に患者を待遇するかという問題については、いろいろ議論があるかと思ひますが、私は極く少数になりましたことの日本のらしい患者を、この際早くなくすために、又かつたかたが療養所に入所するために、安心させるために、少くとも一般の生活保護以上の何らかの特別な措置をして頂くことが大変結構だと思つております。又生活保護法なりいろいろの点において、何と申しますか、面倒な事例がございまして、先ほど大阪についての例を申されましたが、あのようなことができるならば大変結構だと思ひます。併しその程度というものは、どの程度であるといふことを私はこの際はつきり申し上げることができないのを残念に思ひます。

次に四番目の所内の秩序維持についての問題でございますが、これは今の案に出ております程度の罰則程度ならば、あつてもなくても変らないじやないかと思ひます。どちらでもいいと思つております。刑事事件に關しましては当然この法律が適用されて、罰刑務所に送られるべきだと考へております。

次に第五番目の検診、収容についての問題であります。これは現在の現行法規は、やはり同じように伝染の危険のあるものは入所せなければならぬように、強制命令で出せることになつておりますが、実際に検診業務に當つております、或いは収容業務に當つております人としましては、もつぱら勧奨に意をそそぎまして、又最近私は岐阜へ参りましてから五年目にやつと二人、これは一度戦時中に入所して

おつて逃走して来た患者でございまして、いろいろ説明しましても、なか／＼その点を理解してくれませんでした。が、やつと納得させることができたので、駿河の療養所に送りましたが、その患者が入つてからの手紙に、本当に今まで、我儘を言つて申訳なかつた、こんなに立派な療養所になつてゐるとは夢にも思わなかつた、今までの我儘は許してくれというのを申してあります。やはりその点において、強制権を後ろに或る程度持つてはおりますが、特に勧奨を重点において仕事を進めて行きたいと思つております。併し完全に命令権がなくなつてしまつたとき、その勧奨に或る程度の重みがつき得るかどうかといふことは、私自身今までの経験からはちよつと困難ではないかと思ひます。いづれにいたしましてもその法律を運用する者、或いはその勧奨に當る者の人格によつて、私はこの問題は解決し得るのであつて、やはり納得の上で入所せなければ、やはり逃走といふこととはどんな刑務所でもさへとき／＼あるくらいなことと考へますから、ああいうような根拠の程度の療養所において、逃走を防ぐことは不可能でありますから、やはり納得させることに重点をおいてやつて行きたいと思つております。

それから次に、患者の作業関係と報酬関係でございますが、現在の療養所の人的な方面を見ますならば、職員の面を見ますならば、確かに手不足でございまして、それを補う意味において、患者に働かせなければならぬといふことは、誠に残念なことだと私は思ひます。何とかしてそういうことのないように、国のほうで、人を増すよ

うにしてやつて頂きたいと思ひます。例へば看護婦についてでございますが、私が敬愛園におりましたときには、お蔭様でその地方は看護婦の志願者が割と多うございましたので、相当数の看護婦を養成いたしました。そうして療養所としては初めてやつたと思ひますが、病室に二十四時間、ずつと三交代で勤務させることが、一病棟でございますけれどもできまして、大要に患者から喜ばれました。併し相変らず患者の治療手伝ひというものは、看護職員というのか、患者といひますか、そういうものを使わなければ、食事の運搬その他は不可能でございましたが、そういうことをやつて喜ばれました。そういうことがだん／＼と、現在の敬愛園でも続いて行われているように聞いておりますが、何とかして看護婦の数を増す、或いはその他の職員を増しまして、患者の手を煩わさないでも、その療養所の運営の大きな部門は職員の手で行われる、そうして極く軽症の患者の自発的な意思によつて奉仕が行われて、人手の足りない分を補うとか、或いは患者同志が十分に療養できるように、一層の充実をさせることができたならばいいかと思つております。そういう関係でございますが、現在の状態を続けるとするならば、もう少し作業員というものは、患者のために値上げをしてやらなければならぬのじやないかと私は考えます。併し患者が又一般労働者と同じような作業賃を、高額のものを要求するところとて間違ひがあるもので、その中間をとつて頂きたいと思つております。もう一つ七番目の療養所の運営或いは設備についてでございますが、これはやはり先ほど申し上げました人員の増加、職員の増加ということと関連があると思ひますが、私の個人的な考えでございますけれども、療養所の中には、本当にベッドで寝ていなければならぬような患者、或いは不自由なものがおります。そのほか元気で働ける者もいるわけでございますから、本来ならば同じ組織の中に、そういう患者を置くことがいいのか悪いのかと思ふのであります。できるならば、病院的なものとコロニー的なものと二つ合せ置くというやうなやり方をしたならば、或いはその間全然別なところにあつては意味がないと思ひますので、よく相通ずる場合があるかと思ふのであります。現在の組織でも、そういうことは實際に行われ得るものであると考えております。

次に八番目の、患者に希望を持たせて療養に専念させるにはどうしたらいいかという問題であります。これはやはり今までの経験から申しまして、残された家族の生活の保障ということに重点をおいたならば、患者は安心して療養所に入り、療養するのではないかと思つております。又その半面入所しました患者に対しては、十分に文化活動なんかできるようにして、そういう方面の助成をしてやつて頂きます。彼らはなか／＼字職のあるかたも入つておりますけれども、そうでないかたのほうが割と多うございますから、社会教育を大いに周知しまして、もう少し一般教養を高めてというやうなことに努力して行つたならば、秩序その他についても、いい結果をもたらすのではないかと思つております。

そのほかには外出の制限ということ、これは必要な問題ではないかと考へております。以上でございます。○委員長(堂森芳夫君) 次に浜野規矩雄君に願ひます。○参事(浜野規矩雄君) 私お呼び出しにあずかりましたが、考へて見ます。現在藤楓協会の常務理事をいたしております。そういう点で呼び出しになつたものと存するのであります。約二十何年間らしい患者さんとは一緒に暮して来たわけでありまして。そこにお坐りの草間専門員さんが主任で私がその下で働いておつた時代もございましたが、そういう時には先ほどお話のように、かなり療養所は暗いものが多分ございまして。私どもも患者を見舞に参りますれば、裸になりまして、一緒にベース・ボール、今言ふ野球をいたしたりして半日遊んだりいろ／＼なことをいたしまして、お慰め申上げ、激励して来たのであります。自分たちは結核の予防のほうを主に担当いたしておりました。そんな關係で戦争になりました。傷痍軍人のうちの患者が出た。この方々の様子を見ておりますと、軍隊が極めて早く見付けられた患者さんでありまして、これは本當にこの人がいかと思ふやうなかたであります。こういうかた／＼が長島に相当、それから邑久の光明園に、七、八十名もおられましたので、そこへ参りまして、失礼であります。が、写真をとりました。私がその真中に坐りまして、傷痍軍人さんに皆僕の所へ来いよと言つて、私が真中へ坐つて、全部で写真をとつて、それを持つて帰つて患者に見せまうという、その中のらしい患者は私でありまして、

他の者は皆元氣瀟々たる顔をしておるのであります。四十幾つかの私がばやけて写真がとれるのは當然であります。二十歳台の人たちの中で、目、顔から言ふならば、みずから瘡うほど私自身がい病であるかやうであつたのであります。その患者さんを早く御治療することによつて治るといふことは、結核が早期診断によつて早く治るといふことと同じであります。こういう意味におきまして、極力そういう方面に努力をいたしまして、傷痍軍人専門の駿河療養所が設けられるやうになり、同時にその患者さんは必ず治つて、表へ出て行くのだ、所内で要帯なんかさせないで、要帯すると、ついそのまま永引いてしまふといふので、女の患者さんを一切中へ入れない。そして／＼治つて、先ほどお話がありましたやうに、作業をして、そして表へ出されております。こういうことがうまく続率されますれば、かくのごとき問題が簡単に行われ、そしてここにあるやうないろ／＼な問題がなくて済むのじやないかと思ひます。そんな意味合いで、又絶えず皆さんおいでになつたが、白衣をまとつて療養所にお入りになつたと思ふのであります。が、昔私が参りましたときには、帽子をかぶり、マスクをし、白衣をまと、長靴を履いて中へ入つたのであります。が、考へて見ればその必要はないのであります。朝香宮を療養所へお連れしましてからは全部白衣をとりまして、素面、素手に入るやうになりました。そして私も患者さんのお氣持を少しでも明るくし、そして治るといふ希望を持つて頂きたく進みました。たま／＼役所に在任中、このブ

ロミンが非常に有効であるということを開きましたので、これを一手にまゐめて、藤楓協所に送りましたことがありました。今たま／＼藤楓協会のほうに参りましておすがりいたしました。各療養所を見て参りましたが、昭和七、八年頃に初めて藤楓協所へ行つたときと今とは大變差のあることを見て非常に愉快になりました。ただ重症の患者さんは治つても、よくなつても表に出かねるということ、非常に暗いものを感ずるのであります。そんなやうな意味で、ここでお示しの一、二、三に關しましては、これはなか／＼むずかしい問題であります。金の方面から言へば国が全額持つてくれたほうが地方庁では一番便利であります。こういう自治体の性格から見ますれば、地方庁が若干負担して、国がそのうちの大半を持つてというのが大體のならわしやうであります。こういうことは皆さんにおいていずれ御討議されると思ひますが、仕事の上で私たちが申しますならば、患者の所在をよく知つておられますのが地方の公共団体である。本當に専門家が控えておりますのが国の療養所であります。これが結び繋れますことが一番いいのであります。先ほどからお話のやうに地方におきましては、なか／＼その人を得ない点が明らかであります。ここに大浜さんその他のかたが来ておられますが、こういうかたが藤楓協所におられて、温い氣持でいろ／＼なことを努力して頂いたならば一番いいのじやないか。現在まだ患者さんが五千名内外あつて、療養所ではかなりベッドが空いております。又藤楓協会の一つの仕事として、この患者さんたちが喜んで中にお

入りになれますように、私どもが外で援助ができればこれに越したことはないのではありません、どうしても相当の予算がかかりますし、又予算化が必要であります。こういう意味であります。先般藤協会の年次の予算を作り出しましたとき、理事、幹事からお話が出まして、一つテスト・ケースとして、モデルに一つこつたらうまう入るのじやないか、長年やつておられる方々の御意見を聞いて、その人がやりやすいように一つやつて見たらどうかというところを、鹿兒島、宮崎、熊本、大分、愛知、この五つが現状においては多い所でありまして、そういう所の専門の方々に集まりを願ひまして、要するに係のかた並びにその上の方々に集まりを願ひて、いろいろ懇談をいたしました。そしてやつて見た方法でやる。それで必ずそのときには保健所を使わないで、その人たちが自身が療養所と連絡をとつてやると、こういう形で一時いろ／＼とやりまして、それにつきましては、ここに問題となつておりますか、先ず療養所を知らせる意味におきまして、家族がらいの療養所があるか知らないときは、町の役場の人たちに患者としてよくわかつている人があります。そういうようよううなときには役場の人が行つて療養所を知らせてやる。又患者さんが入所されますときに、着物その他が非常にお粗末で入りにくい人があれば、鹿兒島県は三千三百円の金を与えて一つそれと云ふことならば、我々も三千三百円内外の金を上げて着物を作つてやりたい。見舞に行くときには何かしら持つて行く、お薬でも何かを持つて行つて

て患者さんたちを安心させて行く。こういうような皆さんから出された苦心談を率直に聞いて取り入れまして、先般藤協会のものを一部割きまして、そういうことをするべく今計画を進めておるのであります。そういうような点から言いますれば、一、二、三の問題はおのずから解決して行く問題であると思ふのであります。

機密保持の問題も一人の人が専心努力をいたしまして、その人自体が呑み込んで、そして国立の療養所と連絡をとつていろ／＼なされますが、これが一番理想案であると思ひます。そういう人が各県にあらまされて、専心献身的に努力されますれば、こういう問題は速に解決する問題であると思ふのであります。ただ問題は、家族の生活費の保護であります。これもいろ／＼と御意見があらまされたが、要は先ほど大阪の大浜さんからお話がありましたような措置が講ぜられれば結構であります。現状においてはそれが不可能であるならば、その係官のかたが極秘のうちにくさくさしく県の社会課のほうによくお話しして、社会課と衛生課で前以て話をしておいて、これが簡単にいくのじやないか。これを思い出しますときに、昔軍事扶助法がございまして、そして今の国立療養所のはしりでありまして晴嵐荘ができて、その頃私どももその側に當つておつたのであります。大蔵省は軍事扶助法で出すが、入院料はもと／＼国に返つて来るのだというわけで、殆んど軍事扶助法で皆賄ひ得るのだと、こういうような觀念の上から行くところ、こういうことなるのであります。先般実際にいってこれの運営等では、先ほ

どのお話のように、地面は少くとも、納屋を持つていって、軍事扶助法では、これを全部売らなければ、軍事扶助法にかかれない。だから一つの大隊で一名か、二名、聯隊で三、四名の兵士が軍事扶助法にかかるとなつたのですが、それではどういふものを作りましたか、私作つて喰ひれずでありまして、我々は人を走らせまして、そういうところの杓子定規をやめてもらひまして、極力治療ができますようにお願いした経験を持つておるものであります。戦争になりましてからはこれ八、九百の人が軍事扶助法を適用されておるといふように聞いておるのであります。そういうことも国費に、そういうことに努力すれば現行法でも私はやつてやれないではない。これはもつと以上、皆さんがたの御努力によればこれに越したことはないが、今の法によつてやつてやれないことは、これに對して是非皆さん努力してもらひたい。これが一番の重大な問題であるといふことをお互いに申合せて別れた次第であります。

な将来の秩序を如何に保持するやというこの問題は、この席にたくさんのお医者さんの關係のかたがおられるのでわかります通り、患者には患者の道徳があり、道がある。医者には医者の道徳である。日進月歩して、きまつて行く問題であります。それが十分に行われますならば、何らここに問題はないと思ふのであります。そこに間違ひが起きまして、先ほどの大阪のかたのお話のように、いろ／＼な問題が起きます。同時にもう一つそこに問題が起きますのは、警察關係が昔から、我々も困つたのですが、犯罪者を速かに、調べもせず療養所のほうに送つちまうのであります。今日のうちに送つちまへ。すぐ調べないで県のほうに送つて参りますれば、療養所も、一人の犯罪者があることになり、先ほど大浜さんがお話になりましたように、療養所の患者さんその他のかたがこれについていろ／＼と問題が出て来る。こういう一番の根本を解決されますならば、秩序維持という問題は、患者とそこに勤務するお医者さん、職員のおのずからの徳義心によつてこれはいろいろ守られるものだと思ふのであります。併しなから、ただ多数の方々がそこに生活される以上、若干の規律維持に對して御考慮があつて然るべきじやないかと思ふのであります。結核その他の療養所だ、ほかの療養所に転所するとか、乃至は退所を願ふことがありますが、らいにおいてはそれができないのであります。又長くそこで生活をされます以上、患者さん同士がお互いに信頼し合つて安心できますことが一番望ましいのであります。それが、先ほど私が申し上げましたのでありますが、若し困る問題があれば、お互いに考へて見る必要もそこにあるのじやないかといふことも考へるのであります。検診や診療については、先ほどもお話がありましたのと大体同じ程度であります。

患者に對するお小遣いを上げたい、又上げたらどうだという考へがお互いにあるのであります。が、實際問題になりますとなか／＼この点は困難であります。先般藤協会でこれをいち早く取上げまして、患者にどれだけの施設をしたらいいかといふことを率直にこちへ言つて来てくれと言つてお願いをいたしましたところが、集まつたその設備費だけで約數億円であります。藤協会の財産は二億円でございまして、三億何がしの金が参つたのであります。現状におきまして、患者各位とお話をいたしました、所内で使う材料を作りまして、そうしてそれを國の費用なり又ほかの費用で買つてもらたらしいのじやないかと思ひます。そういうような方面につきましまして、今後患者さんとお互いに話し合ひまして、一番いい方法をやつて、常に面倒見て上げたい。ただ患者さんたちが療養所の職員の仕事を若干お手伝いされております問題はこれに残されるのであります。これは予算面その他においておのずから解決されるものじやないかと思ふのであります。昔患者の御飯代が十七錢、結核患者の御飯代が五十五錢、余りひどいじやないかといふので聞いて見れば、所内でできるもので全部食べられるからこれは安い。こういう点について見ればそういうことも考へますが、療養所へ行つてみますと、患者さんがこ／＼して炊事をやつておられる。今日は何ですかといふことで聞いて見ると、これで大きな肉が入つておる。肉、結構です。ねと言ふと、それは馬肉なんでありまして、馬肉じやしょうがないなといふ気がしましたが、現状におきまして

は、結核と同じになりました。側面的にこの問題について努力して来たのでありますが、そんなような意味におきまして所内もだん／＼と改善はされて来ておりますが、作業におきまして、秩序維持という意味におきまして、物の中で買入るものが安いに、賃金が安いものの中にあつてしまふし、又余りにお金をたくさん持つことは、所内の秩序維持というものが困難になる点があるやに患者さん自身から聞いておりますから、こういう点は現実に則した点におきまして十分考慮され、実施されますことが一番望ましいのであります。厚生局並びに各位におかれまして十分一つ御研究をして頂くことが結構だと思つております。

それから現在の療養所における運営及び設備について改善を要するものという点であります。これは私たちがから見れば、国でされるものは全部国でして貰いて、それでできないものを私たち協会のほうでお手伝いをするという方針で進んでおりますが、いろいろの点、かなり進んでおりますが、いろいろの面が如何にも暗いのでありますからして、これを国民に正しく認識させる、又明るい希望を持たすという意味におきまして、三百万円の金を投じまして「希望への泉」という映画を作り、各療養所限なく歩いて、当議會へも持つて参りまして、皆さん方の御高覧を頂きましたし、又発表会のおきにわざ／＼議員のかたもその会においで頂きまして御覧を頂いたのであります。これを患者さんの所へ持つて行つて見せまうという、療養所の中に余りに甲乙丙丁があるというのであります。非常に立派な療養所から、非

常に貧弱な療養所があります。こういう点につきましては、患者さんに済んでからどうだということを聞きますと、そういうことを申します。乃至は、患者さんたちの出て来る映画の中には、患者さんたちの出て来る映画の中に描つて「ええ」という、何といひますか。消息をつくるのであります。そういうのが余り立派な施設のところに来ると出て来る。釣堀なんかで魚を釣つてくる風景が出て来ると「こんちくし」と言うのです。實際その療養所に釣堀がないのであります。實際においては作れないのであります。これは入つておる人たちが、そういう意味におきまして、種々雑多な観点からいろいろの問題があると思ひますが、治療その他におきましては、私たち見ましてかなり完備しておると思ふものでございます。

それからその次に、患者に希望を持たす最後であります。安んじて療養に専念せしめるということ、先ほど家族の生活を保障するということ、先ほど点々と申されておりましたが、私たちはこれを今一番必要である。できれば先ほど申しましたように、早期に患者を発見いたしまして、そして早く治療されますれば、必ずや表に出て、お帰りになる。これが結核と同じでございまして、いろいろの点、同じであるといふことを何とかして認識して頂きますことが一番望ましいのであります。これに對しましては、是非結核と同じように、いろいろの知識を十分に普及いたしまして、同時に今あります、昔は大槻子を使つておりましたが、この頃はプロミンを使つております。その他いろいろ研究されておりますが、この間、ウッド・メモリアルの方々も来

られて、日本で研究されましたが、やはり或る一定した薬しか効かないようでありまして、こんなような治療薬を早くに何とかして研究をいたしまして、希望を持つて行きますならば、結核療養所になか／＼入つて来られなかつた方が、ストレープトマイシン、パス、その他飛びつくようにしてお入りになつた。いろいろのきらいが若干あります。こういうような治療薬を何とかして一歩でも二歩でも前進しますことについて努力して上げますことが希望をより以上持たせること、じやないかと思つてあります。そのような関係で、是非患者に希望を持たせまうこと、金のみならず、そういう物質的のものでなく、療養所が明るくなりまうことのために、そういう治療の面においてそれが早くできまうことは、より以上明るくする点でございますので、そういう意味合いにおきまして、そういうものに努力して行きますことが、安んじて皆行く。先般私の友人が患者を一人診ました。診たのは高等学校へ行つておるお嬢さんでありまして、このお嬢さんを診た先生が、あなた、ちよつとこの病氣は私にわかりませんから、どう／＼こういう療養所においで下さい。そこに非常におかしい先生がおられますからといつて、紹介状を書いて療養所に送つたのであります。ところが療養所で拝見すると、立派な御家庭のお嬢さんです。が、いろいろあります。療養所の職員はあれはいいだ、いやらしいでないといふので、議論が二つに分れたくらい、極めて初期のらいであります。そのかたの標本を取つて見ますと、立派にいろいろあります。そこでお母さんによく

話をし、娘さんによく話をし、名前から何から全部隠して、三ヶ月何がそこに入つておられましたが、跡がたなくなつてお治りになつて家にお帰りをなつて、あとと／＼お互いに連絡をとつて心配すればいいといふくらいであります。こういうような点で、開業医各位におかれまして、又それに關係しておられるかた／＼でも、そういうふうにして診て頂きますれば、これは本當に早期診断でわかります。ただ今問題になつておるものは、重症患者で皆にうつす危険のある人をどういふふうにしたらいかがというものが表面的に出ておる問題ですが、實際的にはそういう患者さんの道に辿る前の人を、是非あらゆる方法におきましてや、是非あらゆる方法におきましてや、大学その他におきまして、国費その他を以てしまして、そういう講習会をやります。又同時にそういう秘密にしてうまくしてあげるといふことも、併せて御指導申上げて、そしてたま／＼そういう人々がありますれば、要領よくわからずにやつて来て、わからずに治つて行つて、どん／＼心配なく懸命なうやつて行く、そういうところからいひます。の明るさが出て来るのではないかと思ひます。

そういう意味におきまして、将来いろいろの問題がありますが、要は患者さんたちが明るく又早くお治りになつて、そして表に出る。駿河療養所の場合は、軽症患者のために土地をわざ／＼と買ひまして、そこで治つたら相當の療養をして丈夫になつて表に出る。昔計画を立てたものがございまして、まだ現在空地になつておりますが、そんなような関係でございまして、ただ問

題は、そこに残された若干の患者さんたちのいろいろな問題がいろいろ／＼予防法に對する一つの暗礁になつてゐるやに思ふのであります。これにつきましては、とくと御審議頂きまして、全部の患者の幸福がもたらされますように、数人の患者さんのためにいろいろ／＼療養のできますことを除去いたしまして、全部の患者さんが円満になつて行かれますように、私たち委員の各位にお願いいたしまして、藤樹協会も側面におきまして十分これに對して努力して行きたいと思つております。

○委員長(堂林芳夫君) それでは荒垣秀雄君が未だに御出席になりませんので、一応これで各参考人諸君の意見の御発表をお願いして終了したので、各委員から、各参考人に対して御質疑がございましたらば御発言をお願いいたします。

○副委員長 大浜さんにお聞きしたいと思つてありますが、先ほどそのほうの、いろいろの点、特殊な保りに非常に精通しておられるかたが都道府県におられて、そして国と連絡の上でやつたほうが非常にいいと話を承つたのであります。その場合にその練達なる係官が都道府県の係員として従事されるほうがよろしいと思ひますが、或いは国の係員として都道府県におられるというほうがよろしい／＼連絡の上から申しまして、教育の上から申しましていいいんでございまいやうか、今までの経験上どちらのほうがいいというお考えでございまいやうか。

○参事(大浜文子君) やはり国の職員でありたいといふことを考えます。都道府県の職員でなければならぬの

でございますが、やつぱり一人でやつ
ておりますと、係の上のかたが褒められ
ましたり、いろんな関係でどうしても
女一人に任せきつてしまふというよ
うな混乱がございまして、やつぱりこ
れはもつとどこか強いものと、大き
なもの理解を以て絶えず励まされて
行かなければならぬのじやないかと
も考へております。

○御原亭君 その場合に、国の係員で
あつて、地方の都道府県におられると
いうために、地方の事情がはつきりし
ないというやうなことで御不便をお感
じになつたこと、或いは又患者取寄等
のために、そういうやうな場合に都道
府県の協力が少くなるのではないだろ
うかというやうな点に多少の心配があ
るのであります、その点は御経験上
どんなふうにお考へになつております
か。

○参考人(大浜文子君) その点もいろ
いろ考へていたしましたし、突き当つた
問題でございまして、まあ大阪府にお
りましたもので、その地方に精
通した、殊に不自由は感じなかつたの
でございまして、やはりその点府県の
役人であるために困難でもあり、又
これが国の役人であつた場合には、も
つとおいてきばりにされる面があるの
じやないかという面もあるのではない
かと考へます。で、先ほど北野先生と
もお話をいたしました、防疫駐在官
のやうな立場においてあつたほうがい
いんではないかというふうな話もあつ
たのでございまして。

○御原亭君 先ほど生活保護法でなし
に、らしいには特別な、まあそういうふ
うな保障をするということがいいとい
うお話がありましたのでございまして

が、その場合に何か委任状を取つて送
るとかいうお話がございましたが、そ
の辺の手續の詳細をもう少しはつきり
承わりたいと思ひます。

○参考人(大浜文子君) あれは警察が
衛生を持つておりましたときのこと
でございまして、その月の初めに、三
日以内に、その月の、八月であれば、
八月の生活費を、家族一人に対して四
十円、そして何人以上は何ばに打切る
という規定によつて請求を警察に出し
ました場合、その場合にそのあとの家
族が、残留家族の長が勤めておりまし
たやうなときには、仕事を一日休んで
警察にその書類を持つて行く、金が出
るという場合には、やつぱり仕事を一
日休んで、らしいというのを知られて
はいけないからというのでお金を取り
に行くという不便がございました。そ
のことなどを全部、私の委任状によ
りまして、私の名義で知事に請求し、
私の名義で金を受取つて、そして為替
で家族に送つてやるという方法をとつ
ておりました。ですからいふであると
いうことは、誰でも知られずにやつて
おりました。

○御原亭君 北村先生にお承りいた
したいのでございまして、現在の医療
制度におきまして、三年以上の診療
察並びに治療に経験のある医師が大
先生の御関係の御教室で何人くらい
いふことになつたのでございまして、
か。これは法律で定められてまいり
ました。これは三年以上経験ある医師を各都
道府県に指定するということになつて
いるのでございまして、果してそれが
先生のお考へでできることではござい
ましようか。承わらせて頂きたいと思
ひます。

○参考人(北村包彦君) その前にちよ
つと持つて参りましたから、どのくら
い、それじや今の我々の教室のお話
がございましたので、そのらい患者が来
るかという話を申し上げたいと思ひま
す。一年に一番多いときで、二十二
人から三十九名、昨年は十三名、非常
に減つて参りましたが、このくらい参
つております。それを教室において診
る、三年以上診療というのでございま
すが、大学の教室で或る程度勉強して
いるものならば、卒業してから医者
として三年ぐらゐれば相当診る機会が
あると思ひますが、そういう人が幾人
ぐらゐるかということですか。

○御原亭君 それは三年間のうちに御
診察なさるということだろうと私は思
うのであります、御承知のやうに、
らいで感染の虞れのあるものは殆んど
全部療養所に入れなければならんこと
になります、大学の教室において治
療はできないと私は思ふのでございま
すが、それで三年以上の診療の御経験
の医者が教室で養成されることができ
るかどうか、或いは各都道府県にそれ
だけの医者を指定することができると
いふかというのを承わらせて頂きたい
と思ひます。

○参考人(北村包彦君) 診療と申しま
すのは、大学で申しますのは診療のこ
とでございまして、治療については、そ
れは立場が違ふと思ひますから……

○御原亭君 それがそういう人数を整
えることができるかどうかということ
を私は承わりたいと思ひます。国立の
療養所において御経験はあると思ふの
であります、大学の教室におきまし
て三年以上経験あるらいの治療をする

かたが、果して各都道府県でできるか
どうか。

○参考人(北村包彦君) ただこの法案
で拝見しますと、「必要があると認め
るときは、指定する医師をして、その
指定する医師が診察させるのでありま
すから、診察についてはこの経験は大
学においてできると思ひます。

○御原亭君 くだいようですが、こ
の法律には診療と書いてあるのです
が……ですから治療の御経験はできな
いと思ふのであります、御意見を
承わりたいと思ひます。

○参考人(北村包彦君) その点はさつ
き申上げましたやうに、できないと思
ひます。

○御原亭君 次に、この患者のほうか
ら、らしいという病名をやめてもらいた
い、違ふ病名にしてもらいたい。例え
ばハンセン氏病というやうなことであ
ります、……ところがまあそれにつ
きまして、例えば第二抗酸菌病という
やうなもの一つの方法かと思ひますが、
そのハンセン氏病ということがいいか
否や。というの、学界的に、細菌を
発見した人の名前を病名の前につけ
たものではない。例えばワイルス氏病で
ございまして、その細菌の名前、細菌
を発見した人の名前を病名の前につ
けてはいけないというやうなことがあ
るから、そのハンセン氏病がいけない
という説をするかたがあるものでござ
います、その点について先生の御見解
を承わらせて頂きたいと思ひます。

○参考人(北村包彦君) 細菌を発見し
た人の名前を病名にしてはいけないと
いうことがあつたやうなことでござい
ます。併しハンセン氏病という名前が
一般に学界で行われておるかという点

でございまして。どちらですか……。

○御原亭君 ちよつと私の間が悪い
かも知れませんが、ハンセン氏病とい
う名前をつけたという希望があるわけ
なんです、患者の中には。ところがそ
の名前は、御承知のやうにらい菌を発
見した人がハンセン氏であるから、学
界においてはその病名を発見した人の
名前をつけることがある。例えばベ
ド・氏病とか……ところがその病名を
起す細菌を発見した人の名前を直接病
名の前につけるといふことは学界的
に不審であるかどうかということ
で、ハンセン氏病はいけないという説
をする人があつたのでございまして。そ
の点についてこの先生の御見解を承わ
りたいと思ひます。

○参考人(北村包彦君) そのでござい
ますね、それと同じやうな場合でござ
いますね。細菌の発見者の名前を病名
に語つておるやうな例はすぐ頭に浮
て来ませんし、又……そういうことが
いけないというのです。そういう点
で、そういうことがいけなかつたとい
ふ人があつたか、ちよつと私存じ
ません。

○御原亭君 先生のお考へは、そうい
う名前をつけてはいけない、学界的に
おかしいという御意見でございませ
うか、或いは、それはまあそういうこ
とであればそれでもよろしいというよ
うな……。

申上げられませんか。

○榊原孝君 菌が器物につきましますものでございまして、死滅いたしないうち、何時間ぐらいで死滅いたしたのか、菌に菌がつくばす、菌の死滅のだから、患者が菌をつけた物を捨てるのか、特別に消毒する必要があるのか、という主張をする患者のかたがあるのではありませんか、専門の御見解は如何でございましょうか。

○参考人(北村包彦君) それは最初申上げましたように、菌についてはそれが培養でございまして、それから動物実験というふうなものはまだ成功していませんから、従いましてこれだけ消毒したものが何分菌が死んでおる、或いは又生きておるといふことは、はつきり申上げられないと思ひます。

○榊原孝君 先ほど参考人のかたの中にも、全治々々という言葉があります。又参考としてお求めになりました資料の中にも全治というところが書いてあるのでもありますが、先生のお考えでは全治はない、又全治を認めることができないというお話でございまして、さうでございましょうか。又或いは伝染の廣れがなくなつたような場合でも、時間の経過と共に再び伝染の廣れが出て来るようなものがあるのでもございましょうか。それは何%ぐらいの割合に出て来るものでございましょうか。

○参考人(北村包彦君) 先ず最初の、全治があるかないかというところでございまして、それにつきましては、全治というふうな解釈が、これも最初に申上げました厳密な意味では、確かにその人がかかつていないことを、特

にらいつた場合には、いろいろのことから見て判断するのは、結核におけるほどやさしくないという点で、この全治というものはむづかしい。最近プロミンといった、いろんな薬が発見されて、非常にいい成績でありまして、使用された人は数年ぐらいたつて再発しないかどうかというところはわからないのですが、全治しないというところは言にくいのでありまして、絶対に全治しないとは言えないと思ひます。

それから第二の問題は、何%と申しますか、ちよつと……。

○榊原孝君 一応感染の廣れがないとして、まあ例えば療養所なら療養所を退院させることができたような程度の患者でございまして、その患者が時間の経過と共に再び伝染の廣れが出て来るということがございましょうか。又出て来る割合が、さういふふうな伝染の廣れがないと言われた患者のうち何%が何年間うちにどういふふうな伝染の廣れがあるものになつて来るかというところの大体の数字を承わさして頂きたいと思ひます。

○参考人(北村包彦君) その点について、私只今遺憾ながらちよつとお答えできるものを持つておりません。

○榊原孝君 そういふ御研究もありませんか。

○参考人(北村包彦君) それはあると思ひます。只今ちよつとここに持つておりません。

○榊原孝君 最後に承りたいのであります。若しも患者の希望を満たすようなことから、又らいの予防の上から、国立の研究所というふうなものを

今、国立の研究所というふうなものを、今、患者の数の多いところ、結核におけるとが実現いたす場合には、この全治は、全国に幾分所ぐらいいいことであるといひたいと思ひます。或いは一カ所ですらいいと思ひます。或いは一カ所の規模は大体どくらいのことか先生のお立場から、理想と言つちやおかしいのでございまして、大体その要望に、これにむづかしいことだと思ひますが、何とも言えませんか。

○参考人(北村包彦君) むづかしいこととでございまして、私の考えでは、やはり何カ所に分けるということも規模の問題に關連いたしますから何とも言えませんが、併し只今の患者の数の多いと思ひます。研究所としては一カ所ですらいいと思ひます。規模にもよりますのでございまして。

○榊原孝君 北野さんにお聞きいたしますが、先ほど患者の作業というところについてお話をいたしましたのでありますが、今までの御経験から申しますと、今までの御経験から申しますと、従事し得るとお考えになりますか。或いは又その作業の中でどういふふうな作業に従事させてもいいとお考えになるでございましょうか。

○参考人(北野博一君) これは療養所における作業ということに基づいて考えるわけでありまして、一般社会の作業とは異なりまして、一日の労働時間はせいふく三時間乃至四時間程度のもので適當だと考えて申上げるわけでありまして、現在のプロミンを使い出してからの症状その他についてはつきりしたことを存じませんが、さういふふうな

りました当時の記憶といひますか経験でございまして、大体六割乃至七割程度は、或る程度の作業につき得る能力を持つておられると思ひます。

○榊原孝君 その作業のときの報酬が今のは安い、純粋の労働の報酬は安くないといふお話を聞いています。今例えは患者に附添ひました者が一日二十円というところになつてゐるようございまして、大体それをどのくらいに具体的に上げたらあなたのお考えになつていらつしやる線に沿うことがで

○参考人(北野博一君) 私は、一日二十円としますと一カ月六百元でございまして、少くとも倍近く、たばこ一日一箇すう程度のことは当然に報酬としてあつてもいいことだと考えております。

それから看護婦の作業でございまして、二十四時間とは申しますけれども、一人が二十四時間働いてゐるわけが、やなしに、実際に見ておられますれば、各療養所によつて違ふかとも思ひますけれども、実際の労働時間というものはそんなに大きな時間じやないと思ひます。だからして私は大体現在の倍額程度、それへ経済状況に依つて變つて行くと思ひますが、現在の段階においては倍額程度のことが必要ではないかと、こう考えております。

○谷口三郎君 只今北野さんのお話によると、いわゆる作業を患者の輕症者にはお願いしてゐる。従つて少しは報酬もやらなければならぬ。併しできるならば職員を増してさういふことはやはり療養所は療養所らしくやらせたいのでありますが、さういふふうな

場合には、例えは看護婦にいたしましても、大体今の話を聞きますと四割くらいがかなり重症な患者であるからして、それで重症者には相当、言い換えるならば結核療養所などで扱つてゐるような看護婦数を基準とすることが必要である。それから又輕症者にはその要は要らんが、極く僅かの看護婦が一定の従業員を置くことが必要だといふようなことをよく聞いておりますが、どのくらい看護婦を増し、又ほかの従業員を増せば都合よく行くものでございましょうか。さういふことについて御経験がございせんか、或いはお考えがございせんか。

○参考人(北野博一君) はつきりとその数字を患者何名について幾らといふことを申上げにくいのでございまして、いろいろと医療法その他でさういふ職員のきめ方があるのでもございまして、その通り結核療養所並でなくてはならないと申上げません。重症者及び輕症者に対しては、それはやはり私は患者さんに或る程度の輕作業を期待するからさういふことを申上げるのですが、全然ないと思ひます。やはり結核療養所並に同じ職員を揃えなければ、到底同じような看護治療ということではできないと考えております。

○谷口三郎君 それから北村教授にお伺ひしますが、只今のお話に、国立の研究所を作るとすれば一カ所くらいでよろうかというお話でございまして、私はだん／＼と寒い地方は少くなつて、さうして最後に残る所は暑い地方である。従つて患者あたりも、或いはできるだけ雨の方に收容させる施設を大

くする、或いは研究所などもそういう所に置くようにしようというようなことでやつたというので、実はこの前、方々の療養所、各方面の方を参考人としてお喚びしたことがあるのでございませうが、そのときに、やはり将来残りそうな地方に研究所を置くほうがよからうというような話があつたのですが、北村先生は「カ所」というのはどういふ所に置いたらいというお考えでございませうか。

○参考人(北村包彦君) それは先ほどの御質問に設備とか規模の問題もあるけれども、大体考えていると申上げました、らい患者の数がございませうが、それからいふと、いろいろの研究所の方針からいって、やはり「カ所」でいい、こう申上げたのです。そういうところからいふと、いかとおつしや。それはいろいろあると思ひますが、成るほどいろいろ少い方に残るということもあるかも知れませんが、併し東北地方にも相当の患者はあつて、数はつきりしませんけれどもある。併し又そういう研究所であるならば、私の考えではやはりいろいろ何と申しますから、研究だけが独立するものでもない、一般の研究そのほかの施設というようなことの関係から、やはりあれば中央にあつたほうがいいと思ひます。

○谷口三郎君 北村教授に続けてお伺ひしますが、このらいの研究所はやはりらい患者のおる所でない、先刻来のようにまだ純粋培養もできんというような事であるからして、らい患者そのものがおるような所でないといけな。併しその療養所が完全な研究ができないから、その周囲にら

いに關して特に関心を持つてゐる大学とか或いは研究所とかあれば、必ずしも中央という必要はないということ。この前お話をあつたのです。それに對して如何お考えになりますか。

○参考人(北村包彦君) そうですね、それはいろいろ考えることがございませうが、つまりらい研究所として新しい施設するならば、それは独立したものでありますから、そういう意味では例へば大学の施設とか、或いはこの大学に特にらゐる興味を持つてゐる人がゐるといふことは別問題として、らい研究所として一本として行かなければ、やはり中央に「カ所」あつたほうがいいと思ひます。こういうふう

○廣瀬久忠君 家族の生活の保護のこととお伺ひしますが、北野さんにお伺ひしたい。今現行法の六条で、昔、敗戦前は大体府県でもつて生活の保護をやるとすれば、その半分は国で負担するといふ規定になつておりました。前はそうでした。あなたがたおやりになつておつた頃は恐らくそうだと思ひます。ところが終戦後において生活保護法によるということに大体なつた。そこで大抵さんの御経験は、その前のですね、つまり大阪府で負担をしてそれを国が半分補助する、そうして警察を通じてやる、こういう順序であつた。今は變りまして生活保護法で補助をする、こういうことになつてゐる。そこで実際のところ今生活保護法がなかつたら、らい患者のために、家族のためにうまく行つてゐないような我々感じがする。それはなぜそううまく行かないのだから、これは秘密を保持するといふようなために患者さんの家族の

ほうから申出るのを嫌だと、又いろいろなかましいことを言われるし、秘密がばれるから嫌だと、こういうのが生活保護法がうまく行われない原因の一番大きい点である。御覽になるか。或いは何ですか、生活保護法の適用というものは、国民の間にやゝむやみに金をやつては大変だからというので、地方庁はなか／＼嚴重な態度を以て生活保護法の適用をやるといふ態度で大体おる。そのために金をみだりに、みだりという言葉をいふ／＼意味があると思ひますが、金は余りみだりになつてはならん、できるだけ引締めなければならん、できるだけ引締めなければならん、できるだけ引締めなければならん、運用がうまく行つておらんといふように見るのがいいかといふ、まあ先ずその二点についてどういふふうにお考ひになるか。北野さんどうですか。

○参考人(北野博一君) 私は現在やつておりました、患者自身が生活保護法の適用を受けることを余り好みませんので、それを押してまで生活保護法に持つて行くことを實際にはやつておりません。併し又半面何かしなければならん場合には、地方事務所その他福祉事務所へ参りましてその点について成るべく円滑に進むように仕事を進めるように仕事を進める場合もあります。その際に一番困りますことは、確かに秘密の保持からは、まあ保官に洩らすわけでございます、本當の事情を言わなければ、普通の生活保護法の基準で行けば余り適用を受ける者はおらなくなつて、極く貧困な家庭はそれは当然受けるのですが、併し一般の患者が申出て来る場合はそんなにまで到底に陥つてゐない場合も言つて参ります。いわゆる自分が入院したために家

族の生活が、自宅におつたときよりも困難になつたといふことを申し来るわけですね。それに對して何とか方法を講じてくれといふ場合が多うございませう。なか／＼その点は普通の生活保護法を適用するやうなやり方ではないと思ひますので、生活保護法に持つて行かないで、何らかの方法で、このこと、別な意味で、いわゆる家族の就職の問題とかその他についていろいろ／＼と頼んであるといふやうなことを、少しでも収入が殖えるといふことを私たちがやつておりましたが、余り完全には実行できておりません。

○廣瀬久忠君 そうすると、北野さんにお伺ひしますが、あなたのお考へでは、まあ今のうちに職業の斡旋であるとかその他のことは無論結構ですが、制度として考へるとすれば、生活保護法の今のやうな制度よりも特別なやり方制度を作るほうが、まあもう少し保護が手厚いといふことになりませんか。それからそういう制度のほうはどうも運用上いいのじやないかといふお考へに近いのですか。

○参考人(北野博一君) 私はそう思つております。特にらい患者だけに余計な恩典をあたふしめなければならんという理由はないかも知れませんが、けれども、極く少数のらい患者でございませうので、一般の貧困家庭よりも特にやつて頂くことによつて、極く少しで患者の数が減るのじやないかと思ひます。

○廣瀬久忠君 そこでお伺ひします、特別な制度を設けますと、やはり秘密といふものは保てないという結果

になりそうなんです、そこはどうでしようか。

○参考人(北野博一君) それは先ほどから申上げておりましたように、果に一人の専任の保官を置いて、大抵さんがやつておられましたやうな方法と同じやうな方法で仕事を進めることによつて私は可能であると思つております。それは上司には報告しなければならんけれども、關係の所に通報しなくても済みませうから、それだけ秘密の保持は完全であると思ひます。

○廣瀬久忠君 そうすると、やはり先ほど北野さんのお話になつたやうな、要するに人の問題といふお話もありまして、大抵さんの場合も恐らくそうだつたと思ひますが、適當な人が各府県にあるならば、特別制度によつてうしてこれを運営することが、秘密の点からもそれから家族の生活保護の点からも妥當である、こういうふうにお考へですか。

○参考人(北野博一君) そうでございませう。○廣瀬久忠君 大抵さんの御意見はどうなんですか。○参考人(大浜文子君) 私のほうもほぼ同じでございます。特別に只今の生活保護法にお願いに行きましては、会社から退職金が幾らあつたはずだ、これで家族が何ほ生活できるはずだ、だから出せないといふ面に突当ります。らい患者を療養所に入れる場合、成るほど治療その他は無料ですけれども、行くためには行季の一つも買わなければいけな、或いは衣類の準備もしなければならぬといふやうな実情を説明して、そうしてやつたこと、一月半のうちにもらえるといふやうな運びに至

るのでございまして、或る時代に、終戦直後でございまして、私が民生委員に特別の計らいでして頂いたこともございまして、ところがやはり地区の民生委員に連絡をとってどうこうしなければいけないということになりました、結局煩わしさが一緒になつてしまつて、そしてやはり北野先生がおつしやつたように、そんなことで僅かのお金をもらつてそうしてばれるんだつたら、子供を夜間に入れて昼働かせるような方法をとるより仕方がなかつたというふうな便宜な方法をやつて参ります。生活保護法は子供を高等学校に入れてはやる場合にはやれないとか、原則がきびしいございまして、非常に気の毒であると思つて、

○廣瀬久忠君 北野さんのお考えはどうでしようか。
○参考人(北野規矩雄君) 私は、いろいろは極く少数になつておりますが、こういう患者さんたちがすべてを犠牲にして療養所に入つて自分がなめた苦痛を第三者に負わせないことが一番根本問題だろうと思つて、そういうふうな犠牲的な精神からお入り願う人にはどんなことでもして、その家族に對しては国民がいろいろなことでお礼をするのもいいのではないかと。

併し私たちが痛切に考えますのは、皆さんがたのほうで問題になつております戦争未亡人であるとかいろいろ人の問題が社会に幾つもある。それとこれをどこで割切つて行くかという問題があります、今すぐできるのは、先ほど言つた運営方法で昔の軍人扶助と同じことができるのじやないか。果にそういう熱心な人がいてうまくやつて下されば現行法でもやつて行

けるのじやないか。そういうことで藤楓協会でそういうことをやつてみよう、現行法でできることをやつて行こう、こういうことをさつき申上げたのであります。

○廣瀬久忠君 そうすると、現行法でという、生活保護法でやつて行くのだという意味ですか。今伺つておるのは、国家の制度に対する考えを伺つておるので、あなたのほうで考えになるのは、それにプラスする場合、国家の制度については、生活保護法で行くのがいいのか、或いは特別のらい患者に對する制度を設けるのがいいのか。
○参考人(北野規矩雄君) 個人的にはもつと厚くしてやるのが最もいいと思つて。

○廣瀬久忠君 その理由は。
○参考人(北野規矩雄君) それには当初申上げた極く少数の方々が、一番の要点は接触感染でありますから、そういう人たちが犠牲を忍んで率先して入つて来る。同時に第三者に及ぼす影響がなくなつて来る。それに対して国民全体が税金その他の場合において厚くして上げたかどうか、こういうことであります。

○廣瀬久忠君 それで特別の保護をしてみてもいいのではないかと理由。
○参考人(北野規矩雄君) ただその場合には、先ほど申しました靖国の未亡人、遺族という問題がどう議會で問題になつておるかということは我々としては深く考えますということをお申上げたい。

ある。それに対してはやはり府県庁に適當な人を入れるほか道がないというわけなんです、やはり秘密のためにやるべきことがやれないでおるといふような事情に今あるわけなんです。秘密を守るために生活保護法が適用できないということ。今度特別制度を設ければうまく行くかも知れませんが、余りに秘密々々と言つたためにい

○参考人(北野規矩雄君) らいは、昔から言ひ伝染病で遺伝病でない、これは周知の事実です。伝染病と言へば結核と同じ伝染病です。これを周知徹底させればそういう問題は消えて行くのじやないか。昔結核といふと大変なことで丁度こで議論しているより以上の問題が皆あつた。この頃は全然そういうものがなくなつた。そんなふうな関係で、伝染病である、決してその人たちがそういうものでないといふことをはつきりすれば、……伝染病だから早く療養所に入つて皆さんにうつらないようにしてくれ、こういうことであります。それを徹底しなければいけない。それから中に入つておる人はこの通り立派で、この通りほがらかに生活しておる、それは全部国民の税金でなされておるといふふう

○廣瀬久忠君 私は水野さんによつてお伺いしたいのですが、先ほど生活保護法は患者が受けたがらないから余りこれはやらない。そういうふうなお話ですが、患者が受けたがらないという理由、やはり生活保護法を受ける場合にいろいろうるさいものがある、僅かなものを持つておつてもこれは駄目だといふような妙なことがあるから、同時に秘密が漏洩するといふようなことから受けたがらないのじやないかと。お考えになりますか。
○参考人(北野規矩雄君) 私もその通りだと思つて。

○廣瀬久忠君 それではこれは参考人のかた全部にお伺いしたいのですが、これは先ほど藤原先生からお話でございしましたが、病名変更のことです。わが故に不当な扱いを受けておる、時には生活権さえ奪われておる。こういう場合に、是非とも、今日ではらい病は退所もできるといふふうになつておるのだから、こうした意味から言つても心のうずきに絶えず触れられるようなこのらい病という名前を一つ変えて欲しい、こういうふうなことを非常に願つておるわけなんです。私は是非期待に副つてやりたいと思つておる、中には、名前を変えたつてその病名といふものはどういふ病名だと言われれば、結局らい病だと言わなければならぬ。ところが昔はらい病は遺伝病である、こういうことだつた。ところが今日では伝染病といふことは明らかになつたのですから、そういうときにはなぜ名前を変えたのだといふときにはそういうことを説明してやるといふようなことによつて、一層国民に対する啓蒙といふようなことも前進するので

はないかといふように考えて、是非この名前は変えてやりたい。それからハンセン氏病と言ふことがいけないならば、昨日も話合つたこととございしますが、ハンセン氏病といふのもよからうし、或いは第二抗酸菌病といふのもよからうし、まあいろいろあろうと思つて。こういうことを検討して名前を変えた方がよいと私は考えておるのでございしますが、皆さんはどういうふうにお考えになりますか。

○参考人(北野規矩雄君) 先ほど藤原さんからの御質問でも申上げましたのですが、ハンセン氏病といふ名前が今問題になつておるのではありませんが、まあ只今の御質問のような立場からは別といたしまして、昨年日本癩学会總會が岡山でございまして、そのときに評議員会がございまして、厚生省から諸問がございまして、ハンセン氏病といふ言葉があるが、それについていろいろ名前を変えたいといふようなことについて、日本癩学会の意向はどうかという諸問が出ておりました。これにつきましてにはたしか学会といたしましては、特に学会の立場で学術的には改称する必要はない、ただ併し今後その必要が起つたならば、……現在としては特に改称する必要はない、大体そういうふうな意味のことを厚生省に答申しております。

それからその問題と関連いたしますがどうかわかりませんが、厚生省から文部省に参つた通牒といふものを各大学の学会のほうに廻されたものがございまして、これは厚生省のほうで或いはお話があるかとも思いますが、要点は、厚生省から文部省に参つて、それから各大学に参つた通知、これはM A

は、厚生省から文部省に参つて、それから各大学に参つた通知、これはM A

の西太平洋地域局長から厚生省に通知があつたと思つておりますが、要するにらい患者に対してレーバーという字があるが、それを使うことを全面的にやめて、今度はレプロシー・ペイシエントという字を使用する。それからもう一つらい病という言葉を学術用語とするという通知が厚生省から出されております。その問題に直接は関係ないと思ひますが。

○参考人(大浜文子君) 私は素人でございますから、このことについて先生方のような意見を持たないのをごさいます。私たちがあらゆる機会においてらいの啓蒙宣伝をいたして参りました。でその際大きな写真入りで、そうして又大きな宣伝で、らいは決して遺伝ではありません。伝染であるということとを前提にして展覧会をいたします。その展覧会を眺めながら結局半数以上七分までの人が、これはなあ、血統というてなあと言つて写真を見て通ります。そういうふうなことを見ておりますと、如何にらいという言葉の裏には困窮付けられたものがあるか、いくら伝染病だと言つても結局一時代生れ変らなければ、らいは伝染であるという思想が行き渡らないのだということとをいつも痛感しております。そうした場合に国民というものは大多数の人たちがそういうふうには伝染病であると思ひ込んでおられます。法律でもできて生れ変るときにすべてのらい患者の扱いも又そうした名前も何かつかつてしまつたものになつて、そうしてらいに關係なくこれは皮膚病であつて、というように新しく出発がでないものかというように素人の

考えとして思ふのでございます。

○参考人(北野博一君) 学術名とこの法案の名前と違つておるのは、トラコーマをトラホーム予防法とそのままなつておるのがありますが、私はらい予防法におきまして、学会におきましてレプロシーをらいとやはり日本語で言う限りにおいては、らい予防法と言つたほうが私は正しいのじやないかと思ひます。それからたとえハンセン氏病と直しましても症状を国民はよく知つておるわけではございませんから、本當に悪い人であつたらいやない人、本當にそれをらいだと言つた場合には問題があるかも知れませんが、大部分の場合には殆んど国民がよく知つておりますから、如何に名前を変えようが、病名を変えようが、それはやはり国民はらい病だといふにきまつておると私は思ふので、余り効果はないのじやないか。

それは気分的な問題であつて、実質的な効果は私は余り上るとは考えておりません。

○藤原道子君 私に実質的に變りがないというならば、この際あれだけ熱望しておるものなら変えてやつてもいい。これはまあ討論じやありませんから、御意見を伺うだけで結構です。

次にお伺ひしたいのでございますが、先ほど参考人の皆様のお話にも、らいはやはり納得、勧奨で入所させなければならぬと、とにかく強制で入れた場合には多くの者が逃走する、その他の問題が起るという御意見が多かつたのでございますが、伝染病であるからまあ最終的には止むを得ないという御意見が、厚生当局には強いわけなんです。これに対してあなた

強制収容をして、もう一遍くどいようでございますが、大浜さんにお伺ひしたい。強制収容をして成功されたというふうな例がございまして、お説のように私はまあ先ほど来、お説のようにできる限り納得勧奨で入所したい、こういうふうな考えでおるわけではございません。

○参考人(大浜文子君) 私が責任を以つてやり出しましてからは強制収容いたしてありません。で、全部納得、たとえ浮浪者であつても犯罪者であつても、それは納得をさせます。ですからその際には、たとえ出て来る人がありましても、強制はいたしてありません。

で、昔の強制と申しますのは非常にむづかしい。本當に患者たちが、人權を無視したというふうな言葉をいひます。現在においてはあのようなことは想像も付かないようなことをあえてやつて来たのでありますから、それに替えて今度の法律に對しても、ああしたことを言うんであらうと思ひます。

で、或いは療養所から逃走して来た患者を、療養所の職員の手伝ひを受け、蛙のように手と足を四つにくくつて田んぼの中を下げて自動車に乗せて行つたといふことも聞いております。そういうふうなことが今日においては決してできるものではないと思ひます。で、衆人環視の中で人權を尊重して行くのであれば、あしたことは決してあり得ない。そして又そんなことをやつてのける役人も私はないだらうと思つております。で、やはり患者はその暴力に負けてというのか、権力に負けて、二度目の収容には落ちついて、療養所の中で死んで行つたという例はございますが、その患者たちに流

布された思想が、やはり療養所を恐れさせたり或いはいらいというものを非常に死以上の宣告を受けたと恐ろしがつたりしている原因になつてゐるんだと存じます。

○藤原道子君 北北野さんにお伺ひしたい。先ほどの所内の秩序維持の点ですね。秩序維持の点についてこの程度のものであれば、あつてもなくても同じだといふようなお考えだつたと思ひますが、これがなくても刑罰的なものは法で罰すればいい。若しなくても所内の秩序は維持できるというふうなお考えでしようか。

○参考人(北野博一君) 私はこれは患者對職員といひますか、或いは患者同士のお互いの間の道徳觀念を高めることによつてできるし、又それはお互いの愛情の問題によつて解決できる、こゝう思ふのであります。併し一般的に意見からいへば、或る程度の秩序を守るような規定が必要だ、そのために法律があるのじやないかというふうに思ひますけれども、療養所という所はやはり家族的な生活をする所であると、私は考えるが故に、そういうことは明文化しなくても、お互いの間でそれと同じようなことも、或いはできるだらうと私は考えて、そう申し上げました。

○山下義信君 浜野さんにちよつと伺ひたい。先ほど例の患者の家族の生活援助のことについて、御意見が出て拝聴しておつたんですが、そのときあなたのお言葉の中に、藤楓協会のほうでも、一つ今後患者の家族の生活援助の面については、何らか一つ考えてみたいといふお言葉があつた。どういふような計画を持つておいでにな

るでしようかといふことをあなたに伺ひたい。

○参考人(浜野規矩雄君) お答えいたします。藤楓協会が御承知の通り、集まりました金が二億二千八百万円、事務費は一割かきまして二億二千万円で、結局二億千万円近くの金が残りました。それでまあ募金のときに議論になりましたようなことも一応考えますので、山下議員のお話のような点も……一番問題になつておりますのは、療養所へ入つた方々が、いろいろ作業能力の点で困るから、農繁期に入を頼んであげて、それで何と言ひますか、仕事を覚えてあげよう、こういうのが一番手取り早い話です。まあ生活保護法は遵奉されたものと一つ仮定いたしました。それでまだその辺で不足なんです。いわゆる法外援助でございますか、そういうもので計算をしてみますというところ、療養所の患者のまあ二割がそういう人じやないかしらと、これは一つの推定であります。その方々に月々職人を何人雇う、早い話がまあ千五百円づつ月々みるといふと、三百円の日当として五日間、若し五百円であれば三人といふことになりまして、まあ千五百円づつと、ちよつと忙しいうちもありません。二万円と、ちよつとしてみますと、一万人の入所者のうち二千人に対して二万円払うと四千万円です。そうすると、今基金が二億円といふと、すぐなくなつてしまふのでございまして、何でもかんでも申訳ないのでありまして、併しその気持は私たち何とか受け継ぎまして、募金のとき、そういうこととがあるのをごさいますから、努力してみたいと思ひます。先ほどちよつと

申しましたが、何とか一つ無理しないでよく理解して貰いて、今皆もこうやつたら入つて頂けるだろうという調査を各県において、今言つた人たちが苦心慘胆、その通りにやつてみて、その中へやはり今のものが入つて來ている。それでそれを一つ実行してみると、併しその場合には、ここで問題になつておりますように、現行法であります生活扶助法を有意義に一つ扱つてもらうように、県内その他で努力してみる、それからそのあと困れば一つ、してみようじゃないか、これはのほほんとやりますと非常に金がかかりますから、予備費として分けてあります、が、研究しますという、患者の家族に、療養所に行つて見舞つたり、いろいろ、なことをしまして、一人の患者に丁度六百五十円、今私が申しました鹿兒島県、宮崎県、それが六百五十円かかる。それを一年……。

○山下義信君　それは単価が……。○参考人(浜野規矩雄君)　単価がかか
るのでございます。一年ずつみます
と、一人の患者について一年間に七千
八、九百円、その中にいろ／＼なもの
が入つて来るわけです。ですからこれ
を、それだけのものを今度やつたこと
になりますと、私たちが先にやります
から、そのうちで一番いいものを圖が
おとり下さつて、そうして一つ予算化
して、これが一番いいという方法でや
つたらいいじゃないかということにな
つてもらえば、私たちとしては非常に
結構じゃないか。それはどのくらいか
かるか、患者の一人が七千九百円、大
きな県、例えば大阪あたりは長島まで
見に行きますから汽車賃がかかる。熊
本県は地元で汽車賃が安くなります。

それをひつくるめますれば、今言いました七千八百円も九百円も金がかかる結果が出て来る。その中に、お困りのときには、いささが足りないということになれば、若干金を預けるから呼んで見たらいい、こういうふうにしてい

たしておりますから、一人七百円になる。結論は今言いましたように、二割としてみますと、法外援護は、藤島協会は数年経てば手を上げて、今皆様方御希望の、そういう国、景がなさいます。今それに代つたそういう指導、いろいろなことをして、皆さんにわからせることをやつて参りますが、そういう費用が皆目なくなつてしまうことになる。それから又もう一つ、今入っている五千名の患者さんたちは、即座に入つてもうひとつの方法として、そうしてあと手厚い方法を皆様に講じてもらつたらどうかと思いますが、そうすると一人について四万円くらいとす

れば二億円すぐ出てしまいますから、それですつと入つてもらえば、一番簡単な藤樹協会の仕事じゃないか、いろ／＼な方々のいろ／＼な御意見が出ましたが、現場におきましては理事並びに皆さんの衆知を集めて、これも役人さんよりも主に突突突、そういう人たちが多うございます。そういう人たちのいろ／＼の衆知を集めて、つつましやかな努力をいたしております。そういう意味で先ほど申し上げたのであります。

○山下義信君　それで生活上の福祉については今いろ／＼お話のあつたように、まあサービスの面と、それから金銭というが現物支給もあるわけです。まあサービスをやることそれ自体が社会事業で、非常にまあ御事業にふさわ

しいのですけれども、派手です
 ね、大変派手です。大変派手になる
 のですね、サービスをやること……。あ
 なたのほうのおもしろみの法外保護を
 実施することになりますと、地方では
 誰にやらせることになりますか。

○参考人(浜野規矩雄君) 法外援護を
するとすれば、やはりその療養所長と
それから県の担当官ですね。そういう
人がおればそういう人たちの意見を聞
いて面倒を見てあげなければいけない
のですが、これは法外援護ではとても
今の皆さんの御意見をとらなければで
きないので、募金のときにそういう趣
旨が盛られておりますので、しており
ますが、いざとなればなか／＼実行は
困難であると思っております。
○山下義信君 私は只今藤楓協会の御
方針としては重大なことをおつしやつ
たと思うのです。同時に私は賛成で
す。その法外援護を療養所長若しくは

専任担当官に頼むということは是非願いたい。それが民生部関係でやられたのでは私は非常は弊害があつて心配だ、それでは非その方針がいいと思うのですが、今藤岡協会は最近の事業年度で事業費はどのくらい予算を持つておられるでしょうか。事務費を除いて純然たる事業費はどのくらいでしょうか。

○参考人(浜野規矩雄君) 二億円と一疋しまして、そのうち一億五千万円を基金にいたしまして、それを金利にいたしますと年額千二百万円でありまゝす。それから指導宣伝で国からの委託費が百万円で千三百万円、それから今のけました五千万円のうち二千八百万円で建物を買いまして、そうしてこれはいろいろ問題が出ておりますが、ば

つと金が一通でなくなつてしましますから、建物を持つことで……。

○山下義信君 それは協会の本部ですね。

○参考人（浜野規輝雄君） いや、そうじゃありません。先般も申上げましたね。

が、私のほうでいろいろの治療にいい薬がでなるとはなつております。研究と申すことは国がされればいいのでありまして、いい薬を作ることは作る努力をする、その治療的な研究と申しますか、いろいろなことを療養所とタイアップしてゐるわけです。そういう意味の研究でございます。それを一つ是非する。それでよければ、非常に面白い話でございますが、その薬が非常にいいのができますれば、その製造をしていけば、その金だけで藤楓協会は患者の福祉の面ができるのであります。同時に皆さんが患者さんたちのお声もありませんが、日本のちがが落んだら、戦

争で迷惑をかけた支那、それから南方のインドその他の地帯の方々も面倒を見てあげて欲しい、そういうような薬が世界中に行くことも望ましいのでありますから、何とかいろいろな薬を研究してみて、そうしてそれができれば、そこで製造してはどうか、こういう問題がおのずから起きて参ります。その建物を、丁度手頃な建物でありますので、それを求めまして二千八百万円、それを修理いたしました、いろいろなことをして約千万円使いました、昨年は……、その暫定のあれと利子と、それから今の千万円、患者の慰安費として約三百万円、それから今いろいろなもので百万円贈つて来ました。そんなような関係で千万円ほど使いまして、本当の事務費は百五十万円

ばかりで切上げがあります。今年も今申しました金利千二百万円、それから政府からの委託費百万円、この千三百万円、それで今その建物をなんとか有効に使用して、家賃でも取って、それで一つ研究費のほうを是非なんとか援助し

ていきたい、ちよつと四千万円ほどそれだけのものを、金利だけの家賃をもらいたいというので、只今努力しております。

○山下義信君 大体事務費を除いて純然たる事業費は一千万円ぐらい。

○参考人(浜野規矩雄君) 千二百万円ぐらいでございます。

○山下義信君 月に百万円お使いになる。その中で今の主として患者の家族の生活の援護、直接間接に今言つたようなお仕事に投ぜられるという御予算はどのくらい。

○参考人(浜野規矩雄君) これは昨年百万円、今年も百万円組んであります。

す。患者のほうの今文化費とか娯楽費に約三百万円を各療養所に配つております。昨年はそれを約束してあるものですから、百万円組みました。そういう事例は今のところありませんので、今年も百万円組んでありますが、今度先ほど申しました鹿兒島、宮崎といったような五つの県といたしまして基金五百万円を殖しまして、その中にも組んでおる。これもそういうような関係で、そういういろんなものが多くて、せつばつまったときに、一つそういう所長なり係官で使つてもらいたい。こういうので渡すことにいたしました。同時に本部のほうにも百万円だけつてありまして、本当に困つたとき、若しありとすればしようじやないか、すぐ法外援助をやつてしまふと藤楓協会

もつづけてしまうことになりますので……。

○山下義信君　よくわかりました。あなたのほうで療養所内にいろ／＼文化慰安的なそういう施設面に寄与して頂くことはうす／＼仄聞しております。誠に有難いと思うのです。今私が伺いましたその患者の家族に対する生活援護というふうな面については御予算もあまりないし、又これからというところで、只今のところでは別段の御計画はない。結論はそういうことになりま

すね。
○参考人(浜野規矩雄君)　希望があつて申出があれば予算だけとはとつて置きます。

○藤原道子君　北野さんにお伺いしたいのですが、罰則の規定です。そういうことに対してどういふふうにお考え

ですが。
○参考人(北野博一君)　どちらの罰則でございますか。

○藤原道子君　患者の診察を拒んだとき……。

○参考人(北野博一君)　こういう罰則を適用しなくても済むように私は果て仕事を進めたいと思うのでありますが、本当に若しもあるならば止むを得ない場合もあるかと思ひますが、何ともこの点に関してはあまりはつきりしたことは申し上げかねるのであります。

○委員長(堂森芳夫君)　それでは大体質疑も尽きたやうでございますから、参考人の御意見をお聞きすることはこの程度にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(堂森芳夫君)　御異議ないものと認めます。

参考人の方々には大変お忙しいところを、而も酷暑の中を長時間極めて有意義な御意見を發表下さいまして、いろいろ予防法案の審議上参考になります点が非常に多かつたと存するのでございます。誠に長時間有難うございます。この機会に厚くお礼申し上げます。それでは午前中の会議はこれくらいで休憩いたしまして午後二時に再開いたしたいと存じます。

午後零時五十八分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和二十八年七月二十五日印刷

昭和二十八年七月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局